

総務環境委員会  
請願・陳情一覧

平成28年10月24日(月)

○総務関係

(新規分)

平成28年請願第12号 原子力発電所の再稼働を中止することを求める意見書提出に  
関する件

不採択 自公民派

平成28年陳情第18号 中国共産党・政府による法輪功に対する迫害及び臓器の強制  
摘出の停止のため、日本政府に正義の行動を求める意見書提  
出に関する件

取り上げ

平成28年陳情第19号 政務活動費の改善を求める件

取り上げ

原子力発電所の再稼働を中止することを求める意見書提出に関する件

請願者 千種区丘上町2丁目34番地の4 ハイネスヴィレッジ 402号  
地方自治を考えるネットワーク  
稲垣 美智子

要旨

2011年3月11日、東日本大震災により福島第一原発1号機は炉心を損傷し、5年半以上たった現在も、放射性物質を含んだ汚染水は流出し続けており、事故の原因究明も終わっていない。福島県及びその周辺から避難している人たちは、いまだ故郷に戻ることができず、2016年9月現在、名古屋市でも多くの人たちがつらい避難生活を強いられている。

一方、猛暑と言われた今夏、廃炉が決定されたものも含め、54基中51基の原子力発電所が稼働していない状況にあっても、政府は、産業界への節電要請を見送った。

ところが、安倍内閣は、原子力発電所について、重要な電源として再稼働を進めることを2014年4月に閣議決定し、現状を見直すことなく、現有する原子力発電所の過半数を再稼働させようとしている。

しかし、原子力発電所から発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分の方針は、全く定まっておらず、各原子力発電所の使用済み核燃料を貯蔵するプールは、再稼働すれば、数年で満杯になってしまう。トイレなきマンションといわれるゆえんである。

2015年2月15日付の共同通信の記事によると、日本の科学者を代表する日本学術会議は、高レベル放射性廃棄物の処分問題に進展がないまま再稼働を進める国の姿勢を、「将来世代に対する無責任」と批判している。

再稼働した5基の原子力発電所のうち、福井県の高浜原発2基は、司法判断で運転差し止めとなり、また、鹿児島県民は、川内原発2基の停止及び施設の点検を求める三反園氏を、2016年7月の選挙で知事に選んだ。これらは、原子力発電所に対する住民の強い疑念が反映されたものである。

ついては、貴議会が次の事項を内容とする意見書を政府に提出されるようお願いする。

- 1 高レベル放射性廃棄物の処分方針が決まらず、事故の対策や原因究明も進まないことから、住民の間で安全性が強く懸念されている原子力発電所の再稼働を中止すること。

中国共産党・政府による法輪功に対する迫害及び臓器の強制摘出の停止のため、日本政府に正義の行動を求める意見書提出に関する件

陳情者 稲沢市長野二丁目10番6 ハイツ長野E棟404号  
NPO法人日本法輪大法学会  
中部事務局代表 杉田明慧

## 要旨

中国の伝統的な気功修練法である法輪功は、心の修養を重んじ、道徳心の向上を求めることから、個人の健康だけでなく、社会風紀の改善にもよい作用をもたらしており、1998年には、中国公安部の統計で、中国国内だけで7000万人から1億人の愛好者がいた。法輪功は、組織性も政治的活動もなく、全くの個人修練だが、当時の中国共産党員数を上回る愛好者の数に恐れを感じた江沢民元国家主席は、1999年7月、法輪功に対して、不当で大規模な弾圧を開始したとされている。

以来、数十万人の法輪功愛好者が、違法監禁、強制労働、残酷な拷問、性的暴行等、ありとあらゆる迫害を受けており、中でも、最も残酷な迫害は、生きている人間から臓器を強制摘出し売買することで、その主たる対象が法輪功愛好者であるとされている。その実態は、カナダの元国会議員と人権問題を主な業務とする弁護士が、詳細な調査を経て2006年にカナダ政府に提出した報告書によって明らかとなり、その後の調査によると、臓器の強制摘出が、中国国内で今なお行われていることが判明している。

中国共産党・政府によるこれらの悪行は、決して容認することのできない深刻な人権犯罪であり、米国、欧州議会等の海外諸国の議会では、それを強く非難する議案が可決されており、我が国も、一刻も早く正義の行動を起こすことが求められている。

また、日本国民を中国共産党・政府の人権犯罪の共犯者にさせないために、日本国民が臓器移植の目的で中国に渡航することを禁止すべきである。

さらには、駐日中国大使館の公式ホームページに、法輪功を誹謗中傷する文章を掲載するなど、駐日中国公館による法輪功に対する誹謗中傷・妨害が、ここ日本において公然と行われているが、このような行為は、決して許されるものではない。

ついては、貴議会が次の事項を内容とする意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、国家公安委員長及び警察庁長官に提出されるようお願いする。

- 1 中国共産党・政府による法輪功愛好者に対する身体拘束及び拷問並びに法輪功愛好者その他良心の囚人からの臓器の強制摘出を公に非難するとともに、即時停止するよう中

国政府に求めること。

- 2 日本国民を中国共産党・政府の人権犯罪の共犯者にさせないために、日本国民が臓器移植の目的で中国に渡航することを禁止すべく、必要な法整備を行うこと。
- 3 日本国内において、駐日中国公館による法輪功に対する誹謗中傷・妨害を即時停止するよう、駐日中国公館及び中国政府に求めること。

政務活動費の改善を求める件

陳情者 天白区原三丁目 102 番地  
太田 敏光

要旨

政務活動費は、どの議員がどの事務所費等を使ったのかわからない。人件費が誰に支払われたのかわからない。カーシェアリングが使い放題である。視察先へのお土産代に使われている。宗教の新聞、政党の新聞に使われている。事務所の警備費に使われる。視察や会議の成果、所感がわからない。

については、上記の改善案として、次の事項の実現をお願いします。

- 1 政務活動費は、会派支給だけでなく議員別の支給も行うこと。
- 2 政務活動費の人件費の領収書については、黒塗りをやめて氏名を公表すること。
- 3 カーシェアリングに対する政務活動費の支出は、年額80万円を限度とすること。
- 4 お土産代に対する政務活動費の支出はやめること。
- 5 宗教、政党の新聞は、政務活動費から支出しないこと。
- 6 事務所の警備費は、政務活動費から支出しないこと。
- 7 視察や会議の報告書を政務活動費の収支報告書に添付し、公開すること。

